

井原市観光タクシー・バス利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への予防対策を講じつつ、観光タクシー及び観光バスを利用した観光客等の市内観光周遊を促進し、もって地域経済における消費を喚起するため、観光客等が観光タクシー及び観光バスを手配して旅行した際の運賃に対し、予算の範囲内において井原市観光タクシー・バス利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 観光タクシー・バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 観光タクシー等 観光タクシー・バス事業者が一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両をいう。
- (3) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は営業所を有する旅行者又は観光タクシー・バス事業者であること。
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、業界団体が規定する新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを踏まえた衛生管理を徹底して実施し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は営業所を有する観光タクシー・バス事業者の観光タクシー等を利用して行うもの。ただし4名以上の利用に当たってはジャンボタクシーを利用するものとし、10名以上の利用に当たっては観光バスを利用するものとする。
- (2) 旅行のコースに市内の飲食店又は市内で生産された地場産品や地域農産物を直売する施設を1か所以上組み込み、2時間を超える運行であるもの
- (3) 定期的な運行でないもの
- (4) 令和4年5月1日から令和4年11月30日までに運行するもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の催行に要した観光タクシー等の利用料金とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、普通タクシー及び大型タクシーは1回当たり1台につき5,000円、ジャンボタクシーは1回当たり1台につき10,000円、観光バスは1回当たり1台につき20,000円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の実施の14日前までに井原市観光タクシー・バス利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請時点でのコース(任意様式)
- (2) 旅行商品の造成内容(任意様式)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、井原市観光タクシー・バス利用促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定のあった事業(以下「補助事業」という。)の内容に変更があるときは、速やかに井原市観光タクシー・バス利用促進事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

(変更承認)

第10条 市長は、前条の申請書を受理した時は、その内容を審査し、井原市観光タクシー・バス利用促進事業変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、井原市観光タクシー・バス利用促進事業中止(廃止)報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内、又は令和4年11月30日までのいずれか早い時期に、井原市観光タクシー・バス利用促進事業補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認

めるときは、補助金額の確定を行い、井原市観光タクシー・バス利用促進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（請求及び交付）

第14条 前条の規定による金額確定通知を受けた者は、井原市観光タクシー・バス利用促進事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（検査）

第16条 補助事業者は、市長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

（補助金の経理等）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。